

= 研修・講習会 =

令和3年度第1回自動車検査員教習について

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

1. 受付期間 5月10日（月）～21日（金）
2. 教習日程 事前説明会 令和3年6月11日（金） 15：00～
教習 令和3年6月23日（水）、24日（木）、25日（金）、28日（月）
3. 教習時間 9：00～17：00まで
4. 試問日 令和3年7月6日（火）
5. 教習受講資格
「指定自動車整備事業業務取扱要領」第17条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6カ月以上）の実務経験を有する者）であつて、次の各号の一に該当する者。
 - （1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
 - （2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
 - （3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者なお、直近の整備主任者法令研修（令和2年11月、12月、令和3年3月実施）を受講していること
- （4）自動車検査員再教習受講通知を受けた者
6. 教習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
7. 申請書類
 - （1）申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口を用意します。）
振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。
 - （2）写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
 - （3）はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
 - （4）自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）
 - （5）一級又は二級自動車整備士の合格証書番号が確認できる書類
8. 資料代 21,000円
※ 資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。
※ 令和元年度第2回、令和2年度第2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。
※ 詳細については、別途お知らせします。

自動車検査員教習特別講習会について

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催致します。

試問合格率アップを目的とした勉強会ですので、自動車検査員教習の申請者には、受講をお勧めします。

1. 受付期間 5月10日（月）～21日（金）
2. 日 程 令和3年6月30日（水）、7月2日（金）、5日（月）
3. 講習時間 9：00～17：00
4. 講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
5. 申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
6. 受講料 9,500円

圧縮天然ガス(CNG)自動車講習会について

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の実施するCNG自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります、特に**自動車検査員で未受講の場合は、CNG車の完成検査を行うことができません。**

既にCNG講習を修了されている方は受講する必要はありません。

記

1. 受付期間 6月18日（金）まで
2. 講習日時 7月 7日（水）9：30～17：00（受付9：00～）
3. 講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 （研修センター学科教室、実習場）
4. 対象者 (1) 整備主任者
(2) 自動車検査員
(3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
(4) CNG自動車改造施行責任者又はこの者に選任を予定されている者
(5) その他受講を希望する者
5. 受講料 8,650円（テキスト代含む）

※今年度テキスト金額が現在未定の為、価格が変更する場合もあることをご承知おきください。

※受講希望が少ない場合には、他県への受講案内となる場合もありますのでご了承ください。

※**新型コロナウイルス感染拡大防止の為、開催を中止する場合があります。**

CNG自動車講習受講申込書

令和 年 月 日

関東運輸局山梨運輸支局長 殿

事業者の
氏名又は名称

住所

事業場名	認証番号			指定工場の場合 指定番号		
	名 称					
	所在地					
受 講 者	(ふりがな) 氏 名	区 分				備考
	生 年 月 日	整備管理者	整備主任者	自動車検査員	その他	
	年 月 日生					
	年 月 日生					
	年 月 日生					
	年 月 日生					
	年 月 日生					

(日本工業規格A列4番)

* 区分欄は該当する事項に○と記載し、その他に該当する者はその具体的内容を備考欄に記入すること。

電気自動車等の整備業務に係る特別教育講習会の実施について

安全衛生教育第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第4項の2号

安全衛生特別教育規定 第6条の2に基づき標記講習を行います。

事業主の皆様へ

対地電圧が50Vを超える蓄電池を有する電気自動車等において点検・整備を行うには**労働安全衛生法の特別教育**を受けさせることが法令で義務付けられています。

※『低圧電気取扱特別講習会』を受講済みの方は改めて受講する必要はありません。

法令順守で整備士に安全特別教育を積極的に参加させてください。

- ◇ 受付期間 6月25日（金）まで
- ◇ 講習日時 7月15日（木）9：00～16：00 （受付8：30～）
- ◇ 受講資格 自動車整備士（自動車タイヤ整備士、自動車車体整備士を除く）
- ◇ 講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇ 担当講師 技術講習所講師
- ◇ 講習内容（講習内容をご確認の上、お申込み下さい）
 - ・ 低圧の電気装置に関する基礎知識 学科 【 2.5 時間 】
 - ・ 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 学科 【 0.5 時間 】
 - ・ 自動車の整備作業の方法 学科 【 1.0 時間 】
 - ・ 関係法令 学科 【 1.0 時間 】
 - ・ 安衛則第36条第4号の二の自動車の整備作業の方法 実習 【 1.0 時間 】
- ◇ 持ち物 筆記用具、電卓
- ◇ 定員 30名
- ◇ 受講料 6,500円（テキスト代含む）
- ◇ 申込方法 申込書に記入し振興会・教育課までお申し込み下さい。

ご注意(注)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（令和元年8月8日基発0808第1号）にて、業務に必要な教育又は研修の受講歴などから**低圧の電気の危険性に関する基礎知識**を有していると認められる自動車整備士（自動車タイヤ整備士及び自動車車体整備士は除く）は、「**低圧の電気に関する基礎知識**」【1時間】の項目を省略することができる。

以上の省令を基に短縮講習として実施しますので自動車整備士（自動車タイヤ整備士及び自動車車体整備士は除く）資格を取得されている方が受講対象となります。

電気自動車等の整備業務に係る特別教育

認証番号	8 -	事業場名			
(ふりがな) 受講者名			生年 月 日	昭和 平成	年 月 日
整備士の 種類	例) 二級ガソリン自動車整備士	証書 番号	例) 関東二か第123456号	合格 年月日	例) 平成30年12月10日

※整備士資格をお持ちの方は、申込時合格証書又は整備士手帳を提出して下さい。

エーミング講習のご案内について

先進安全技術自動車のフロントガラス、バンパー等交換時には、搭載されるレーダー及びカメラのエーミングが必要となることから点検方法の講習会を行います。

また受講者で二級自動車整備士資格をお持ちの方は、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実習が免除となる実習受講証を発行します。

1. 受付期間 5月17日(月)～28日(金)まで
2. 講習日時 6月9日(水) 13:30～16:00(受付13:00～)
3. 講習会場 (一社)山梨県自動車整備振興会 研修センター学科教室、実習場
4. 担当講師 振興会技術講習所専任講師
5. 講習内容
学科 レーザー、レーダー、カメラ等の機能について
実習 レーダー、カメラエーミング方法(汎用スキャンツール使用)
6. 定 員 15名(定員になり次第締切とさせていただきます)
7. 受講料 3,000円(資料代含む)

エーミング講習					
講習日	6月9日(水) 13:30～16:00				
認証番号	8 -	事業場名			
(ふりがな) 受講者名			生年 月 日	昭和 平成	年 月 日
整備士の 種類	例) 二級ガソリン自動車整備士	証書 番号	例) 関東二か第123456号	合格 年月日	例) 平成30年12月10日

※整備士資格をお持ちの方は、申請時合格証書又は整備士手帳を提出して下さい。

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習のご案内について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

つきましては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記のとおり開催しますのでご案内します。

1. 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
6月14日（月）	5月10日（月）～5月21日（金）
7月16日（金）	6月7日（月）～6月18日（金）

※申込期間中、申請書類を窓口提出して申込をして下さい（FAX等で申込はできません）。

2. 時間割

	受付時間	講習時間
実 習	9：00～9：30	9：30～12：30
学 科	13：30～14：00	14：00～15：00
試 問	15：00～15：30	15：30～16：00
合格発表	16：30～	

3. 会 場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター

4. 担当講師 山梨運輸支局陸運技術専門官
山梨県自動車整備振興会技術講習所専任講師

5. 講習内容

実習 【3.0時間】	・先進安全技術の概要 ・先進安全技術の用いられるセンサー類等 ・電子制御装置整備に必要な重要事項 ・センサー類のエーミング作業 等
学科 【1.0時間】	・自動車特定整備事業について ・新たに特定整備の対象となる装置の保安基準設定状況 ・電子制御装置整備の適用を受ける自動車の確認方法 ・自動車特定整備記録簿の取扱いについて 等
【0.5時間】	・試問

6. 定 員 実習 25名 学科及び試問 50名（先着順、定員になり次第締め切りとします。）

7. 受講料

	受講料	資料代
学科	無料	500円
実習	2,500円	

※資料は国土交通省ホームページからもダウンロードできます。

資料持参の場合は受講料のみとなります。

8. 申請書類

(1) 受講申請書 1枚

(2) 受講票 1枚

【申請書、受講票は振興会・指導教育部窓口に用意します。振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。】

(3) 写真2枚(縦4cm、横3cm)

(4) 自動車整備士合格証書の写しまたは自動車整備士手帳

(5) 実習受講済みの方は、実習受講証

(6) 実習を受講する方は、実習申込書

(7) 学科受講済みの方は、自動車整備士手帳(学科(検査員研修等)を受講済みであることを証明するため)

9. 持ち物

(1) 筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル)

(2) 消しゴム

(3) マーカーペン

(4) 資料をお持ちの方は『令和2年度自動車検査員研修資料』又は『令和2年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)』又は『電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト(国土交通省自動車局整備課作成)』

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習が開催されました

標記講習会は、4月13日(火)振興会研修センターにて専任講師により実習講習を16名の受講者で実施しました。

また、山梨運輸支局により学科講習・試問が実施され、41名が標記講習を修了しました。



第137期技術講習所開講式が開催されました

第137期技術講習所開講式が4月20日（火）9：00より開催されました。

内藤教育委員長より開講の挨拶があり、2級ガソリン課程15名、3級自動車ガソリンエンジン課程28名、計43名が9月までの20日間にわたる自動車整備技能登録試験実技免除講習を受講することになりました。

受講生43名全員が本講習を無事修了出来るよう、お互いに努力していきたいと思います。

また、講習生を送り出している事業場につきましては、講習受講に対するご協力をお願いします。



携帯メールを利用した情報配信サービスをご利用ください

登録の手順

- ①携帯電話から下のQRコードを読み取るとメール作成画面に切り替わり、宛先に空メール用のメールアドレスが自動的に挿入されます。そのアドレスに空メールを送信します。
 - ②本登録用アドレスが記載されたメールが返ってきますので、本登録用アドレスにアクセスし必要事項を入力して登録します。
 - ③登録が完了しサーバーにリスト化され、登録完了メールが届きます。
登録完了メール以降、随時、携帯電話へ各種情報がメール配信されます。
(タイトルが表示されない機種もあります。)
- ※なお、メールが届かない場合は、携帯電話のメール受信設定等をご確認下さい。
(例：迷惑メールフィルター・メール拒否設定など)

配信情報の例

1. 整備主任者（法令）研修
2. 整備主任者（技術）研修
3. 検査員研修
4. 検査員教習
5. 技術講習所案内
6. 各種研修会（スキャンツール・ウインチ運転者・ハイブリッド・EV車整備）
7. ひき逃げ交通事故等の捜査に関する情報提供
8. 商工組合商品

